

一般社団法人 広島西青色申告会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島西青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は広島県広島市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、誠実な納税者の団体として、我が国税制の中核を成す申告納税制度の推進を図り、税制及び税務に関する調査・研究並びに建議を行うとともに、租税の適正な申告と納付及び公平で合理的な税制の確立を目指し、地域社会の発展と地域住民の生活の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- 一 申告納税制度の推進と青色申告制度の普及に関する事業
- 二 青色申告制度の基礎を形成する記帳指導に係るセミナー及び相談等に関する事業
- 三 納税者に対する税知識の普及向上のための各種セミナー及び相談等に関する事業
- 四 児童、生徒及び社会人に対する租税教育の推進に関する事業
- 五 健康保険、公的年金、労働保険等の社会保険の知識向上のための各種セミナー及び相談等に関する事業
- 六 事業経営の発展及び生活の向上に関する事業
- 七 事業を行うために必要な広報活動及び各種資料の刊行配布
- 八 会員の福利厚生及び親睦に関する事業
- 九 友誼団体との連携及び協調に関する事業
- 十 記帳業務の支援に関する事業
- 十一 その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、広島県において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくはその他の団体
- 二 準会員 本会の目的に賛同して入会した正会員以外の個人又は法人若しくはその他

の団体

2 前項第二号に規定する準会員を次のとおり区分する。

- 一 準会員A 不動産所得を有する正会員の家族で、不動産所得を共有し、記帳、決算、申告指導が必要な者又は法人若しくはその他の団体
- 二 準会員B 不動産所得を有しないサラリーマン、年金所得者等

(入 会)

第6条 正会員及び準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みその承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び準会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、法人法に定める社員総会（以下「総会」という。）において定める会費規程に基づき、会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくはその他の団体が解散したとき
- 四 2年以上会費を滞納したとき
- 五 除名されたとき
- 六 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第9条 正会員及び準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき
- 二 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- 三 その他正当な事由があるとき

第3章 総 会

(総会の種類)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額又は規程
- 三 定款の変更
- 四 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書（以下「計算書類」という。）並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認
- 五 入会金及び会費の額又は規程
- 六 会員の除名
- 七 解散又は合併等及び残余財産の処分
- 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回毎事業年度の終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- 一 理事会において、開催の決議がなされたとき
- 二 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ成立しない。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがあるものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第13条3号、6号、7号及び8号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面議決等)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、第17条、第18条の規定の適用は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印するものとする。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第21条 本会に次の役員を置く。

一 理事 30名以上40名以内

二 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち4名以内を副会長とする。ただし、会長が必要と認めたときは、専務理事1名を置くことができる。以上の者は、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任等)

第22条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(理事の職務)

第23条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌理し執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事及び監事としての権利と義務を有する。
- 5 理事及び監事に異動があったときは、14日以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事及び監事の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解

任する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(理事及び監事の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務を行なうことに要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬規程及び費用支償規程によるものとする。

第5章 相談役及び顧問

(相談役)

第28条 本会に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、会長が推薦した者で、理事会において任期を定めた上で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 相談役は、会長から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 4 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うことに要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第29条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦した者で、理事会において任期を定めた上で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うことに要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(理事会の構成及び招集)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会は原則として会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故有るときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、会長が必要と認めるとき又は次の各号のいずれかに該当する場合に招集す

る。

一 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき

二 監事から会長に招集の請求があったとき

5 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議案事項を記載した書面により、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

7 前項の規定に係らず、各理事及び各監事の同意があるときは、招集の手続きをとることなく理事会を開催することができる。

8 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、やむを得ない理由により会長が欠席した場合、又は、理事全員が改選された直後の理事会の議長は、出席した理事の中から互選により選出された者がこれに当たる。

(理事会の定足数及び決議等)

第31条 理事会は、議決に加わることのできる理事現在数の過半数の出席がなければ成立しない。

2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行う。

3 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その議決に加わることができる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

5 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第23条第5項の報告を除く。）を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

一 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

二 規則の制定、変更及び廃止

三 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

四 理事の職務執行の監督

五 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することとはできない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な職員の選任及び解任
- 四 重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事並びに理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

（正副会長会議）

第35条 本会に正副会長会議を置く。

- 2 第1項の会議は会長及び業務執行理事で構成する。
- 3 第1項の会議は理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項の検討を行う。この他、正副会長が円滑な会運営に必要と認めた事項がある場合には適宜開催し審議する。
- 4 第1項の会議は、会長が招集する。
- 5 第1項の会議の議長は、会長がこれに当る。
- 6 第1項の会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

第7章 委員会等

（委員会）

第36条 本会は定款第4条に規定する事業を行うため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。
- 3 委員は、理事会の推薦により、会員（法人又はその他の団体である場合には、その代表者又は役員）の中から会長がこれを委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員長、副委員長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 委員は無報酬とする。ただし、職務を行うことに要する費用を弁償することができる。
- 6 委員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める委員会運営規則による。

(支 部)

第37条 本会は、定款第4条に規定する事業を行うため、必要な地域に支部を置く。

- 2 支部の編成は、理事会の決議を経て別に定める。
- 3 支部に、支部長、副支部長を置くことができる。
- 4 支部長及び副支部長は、支部会員の推挙により、会員（法人又はその他の団体である場合には、その代表者又は役員）の中から会長がこれを委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 支部長以下支部役員は無報酬とする。ただし、職務を行うことに要する費用を弁償することができる。
- 6 支部の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める委員会運営規則による。

(部 会)

第38条 本会は、定款第4条に規定する事業を行うため、部会を設けることができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長、部会員をもって構成する。
- 3 部会員は、理事会の推薦により、会員（法人又はその他の団体である場合には、その代表者又は役員）の中から会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部会長、副部会長は、部会員の互選によりこれを選任する。
- 5 部会員は無報酬とする。ただし、職務を行うことに要する費用を弁償することができる。
- 6 部会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める委員会運営規則による。

第8章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第39条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 財産目録に記載された財産
- 二 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 入会金及び会費
 - イ 事業収入に伴う収入
 - ウ 財産から生じる収入

- エ 寄附金品
- オ その他収入

(財産の管理)

第40条 本会の財産の管理は、会長が行なうものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(会計原則)

第41条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

- 2 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資産の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。
- 3 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第42条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員議決権の3分の2以上の議決をもって行う。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会に報告し承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事による監査を受けた上で、理事会で承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

一 監査報告

二 理事及び監事の名簿

三 理事及び監事の報酬の支給の基準を記載した書類

四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配制限）

第46条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 定款の変更・合併及び解散等

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 事務局及び職員

（事務局の設置等）

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

（職員の任免）

第51条 職員の任免は会長が行なう。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て会長がこれを任免する。

(事務局の組織及び運営)

第52条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公 告

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第12章 雑 則

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、田中穂積とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。